

あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第 1 号）… 1
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第 2 号）…………… 3
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第 10 条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第 3 号）…………… 3
- 秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第 4 号）…………… 3

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則（第 2 号）…………… 4

議 会 訓 令

- 秋田市議会危機管理対策会議規程（第 1 号）…………… 4
- 秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 4

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第 19 号）…………… 4
- 平成 31 年度分介護保険料督促状の公示送達について（第 20 号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 21 号）…………… 5
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第 22 号）…………… 5
- 秋田市一般廃棄物処理実施計画の変更について（第 23 号）… 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第 24 号）…………… 5
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第 25 号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 26 号）…………… 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第 27 号）… 5
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第 28 号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 29 号）…………… 6
- 令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第 30 号）…………… 6
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第 31 号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第 32 号）…………… 6
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第 33 号）…………… 6

- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第 34 号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 35 号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 36 号）…………… 7
- 秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第 37 号）…………… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第 38 号）…………… 7
- 収納代理金融機関の指定の取消しについて（第 39 号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 40 号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 41 号）…………… 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 2 号）…………… 8
- 教育委員会臨時会の招集について（第 3 号）…………… 8

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第 2 号）…………… 8

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第 7 号）…………… 8
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第 8 号）…………… 8
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第 9 号）…………… 9
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第 10 号）…………… 9

公 告

- 秋田市森林整備計画書の案の縦覧について…………… 9
- 建築基準法による道路の指定の廃止について…………… 9
- 農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集について… 9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 10
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 10
- 建築基準法による一団地の建築物の認定の取消しについて… 10
- 入札参加希望者の公募について…………… 11

農 委 公 告

- 秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について…………… 12

規 則

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則（昭和29年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。
第7条第3号を削る。

別表を次のように改める。
別表（第2条、第3条関係）

品目および貸与期間 職員の範囲	合服		防寒衣（外とう、アノラック）	雨がっぱ	保健服		女性用上衣		作業服		ゴム長靴	ズック靴	安全靴	足袋		スネあて	手袋	ゴム前掛け	作業帽	白衣	三角巾	ニットパンツ	ヘルメット
	上衣	ズボン			夏服	冬服	夏服	冬服	夏服	冬服				地下足袋	高所作業足袋								
	2年	1年			3年	3年	1年	3年	2年	2年				2年	2年								
外勤の市民税課、資産税課、納税課および特別滞納整理課の職員ならびに外勤の社会福祉主事			1								1												
運転士（保育所、大森山動物園、道路維持課および公園課を除く。）	1	1	1	1							1												
庁務員（保育所を除く。）			1	1					1	1	1												
校務員（男性）			1	1					1	1	1	1						1					
保育所の調理師および庁務員																			1	1	1		
保健師、栄養士、歯科衛生士および臨床心理士					1	1																	
駅東サービスセンターおよび上記以外の保育所の職員（女性）								1	1														
保健所衛生検査課の職員			1	1					1	1	1	1							1	1			
食肉衛生検査所の職員			1	1					1	1	2	1	1	1		1	5	1	1	6			
環境部の工務員			1	1					1	1	1	1	1				1		1				
産業振興部、建設部（道路維持課および公園課を除く。）および都市整備部の工務員			1	1					1	1	1	1							1				
大森山動物園の動物飼育業務従事者			1	1					1	1	1	1				5		1					
道路維持課の運転士および工務員			1	1					1	1	2	1	1				1		2				
公園課の運転士および工務員			1	1					1	1	2	1	1	1	1	1	5		2				
斎場業務従事者	1	1							1	1		1							1				
上記以外の職員で別に定める課所室等の外勤職員			1	1					1	1	1	1	1						1				1

備考 技能員については、この表に掲げる職員（以下「外勤職員等」という。）が従事する業務に従事する場合は、当該業務に従事する外勤職員等とみなして、同表の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市職員被服貸与規則の規定により貸与されている事務服については、令和3年5月31日までの間、なお従前の例により着用することができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18のウの表中

46	を	45	に改める。
46		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(平成31年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号俸)
- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「起算して1箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則第9条第2項の規定は、同規則第4条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の前日にある者からの申出については、なお従前の例による。

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防本部の組織等に関する規則（昭和39年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

課員	課	上司の命を受けて、事務を掌る。	消防士長、消防副士長および消防士	を
主事	課			

主事	課	上司の命を受けて、事務を掌る。	消防士	に
----	---	-----------------	-----	---

改め、同条第3項の表中

主任	課	上司の命を受けて、課の事務の一部を分担処理する。	消防司令補	を
主査	課			

主査	課	上司の命を受けて、課の事務の一部を分担処理する。	消防司令補	に
主任	課	上司の命を受けて、課の重要な事務を掌る。	消防士長	
副主任	課	上司の命を受けて、課の重要な事務の一部を掌る。	消防副士長	

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会規則第2号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成28年秋田市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号のいずれにも」を「次に」に改め、同条第1項中(1)を削り、同項(2)を(1)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会危機管理対策会議規程を次のように定める。

令和2年2月27日

秋田市議会議長 岩 谷 政 良

秋田市議会危機管理対策会議規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、市内で危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する秋田市議会危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 対策会議は、次に掲げる場合に秋田市議会に設置するものとする。

(1) 市に危機管理対策本部又は災害対策本部が設置された場合であって、議長が必要と認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。（所掌事務）

第3条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 危機に関する情報の収集に関すること。

(2) 危機管理対策本部又は災害対策本部との連絡調整に関すること。

(3) 議員との連絡調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、秋田市議会における危機管理に関し必要な事項

（組織等）

第4条 対策会議は、議長、副議長、各会派会長、常任委員長および議会運営委員長をもって組織する。

2 議長は、対策会議を代表し、対策会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長および副議長に事故があるときは、年長者がその職務を

代理する。

5 対策会議は、議長が招集する。

（委任）

第5条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（秋田市議会災害対策会議設置規程の廃止）

2 秋田市議会災害対策会議設置規程（昭和59年秋田市議会訓令第1号）は、廃止する。

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月27日

秋田市議会議長 岩 谷 政 良

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項第14号中「災害」を「危機管理」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年2月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
池田ライフサポート&システム株式会社	「わかば」訪問看護ステーション あらや	秋田市新屋扇町9番27号	令和2年1月31日	訪問看護、介護予防訪問看護

秋田市告示第20号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
繋自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 齊 藤 俊 高
秋田市雄和繋字宿173番地
変更後 斎 藤 盛 又
秋田市雄和繋字宿83番地
- 4 変更年月日
令和2年1月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市泉中央二丁目27番28号
有限会社本間酒店
代表取締役 本 間 賢
- 2 委託期間
令和2年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第23号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第2項の規定に基づき、平成31年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を変更したので告示する。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第24号

令和2年2月18日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和2年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第25号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月10日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社 ドン・キホーテ
代表取締役 吉 田 直 樹

ドン・キホーテ 潟上店

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸島・白熊地域融和会
- 2 認可年月日
平成4年3月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
(1) 代表者の氏名及び住所
変更前 鈴 木 孝 憲
秋田市河辺戸島字本町277番地
変更後 加賀谷 芳 春
秋田市河辺戸島字本町85番地
(2) 事務所の所在地
変更前 秋田市河辺戸島字本町277番地
変更後 秋田市河辺戸島字本町85番地
- 4 変更年月日
令和2年2月3日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第27号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
(2) 撤去し、保管した年月日
令和2年1月4日から同月30日まで
(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年2月12日から同年8月12日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利

用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月13日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市浜田字自在山70
天 野 陽 子
ローソン 秋田山王けやき通店
ローソン 秋田市役所店

秋田市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
添川町内会
- 2 認可年月日
平成11年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田市添川字添川147番地
変更後 秋田市添川字添川103番地
- 4 変更年月日
令和2年1月26日
- 5 変更の理由
所在地の変更による

秋田市告示第30号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基

づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

令和2年2月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 アースワン	アースワン 居宅介護支援事業所	秋田市御 所野堤台 二丁目2 番19号	令和2年 2月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第32号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
旭北歯科医院	秋田市旭北栄町1番4号	令和2年 2月1日
遠藤歯科クリニック	秋田市中通二丁目8番1号 フォンテ秋田4F	令和2年 2月1日
アースワン居宅介護支援事業所	秋田市御所野堤台二丁目2番19号	令和2年 2月15日

2 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
ゆきわり草ヘルパーステーション	旧	秋田市川元むつみ町2番25号 川元むつみ荘103号	令和2年2月1日
	新	秋田市川元むつみ町3番32号	

秋田市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	令和2年1月1日
医療法人社団泉晃会中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	令和2年1月6日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	令和元年12月31日
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	令和2年1月5日

秋田市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市居使町内会

2 認可年月日

平成7年12月4日

3 変更があった事項およびその内容

主たる事務所

変更前 秋田市豊岩豊巻字居使143

変更後 秋田市豊岩豊巻字居使23

4 変更年月日

平成30年2月4日

5 変更の理由

所在地の変更による

秋田市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

石田坂町内会

2 認可年月日

平成12年2月14日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 堀 川 淳 一

秋田市豊岩石田坂字坂ノ下82番地

変更後 佐 藤 三 弘

秋田市豊岩石田坂字碓105番地

4 変更年月日

令和2年2月2日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第38号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市御所野元町一丁目1番2-208号

氏名 鈴 木 真 太 郎

2 売りさばき所の所在地

秋田市河辺北野田高屋字櫛表43番地3

3 売りさばき所の名称

ローソン秋田河辺店

秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消するので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和2年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所

株式会社商工組合中央金庫秋田支店

秋田市中通二丁目4番19号

- 2 取消年月日
令和2年3月31日
- 3 取消理由
公金収納業務の廃止による

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 小 野 邦 夫
秋田市外旭川字梶ノ目188番地1
変更後 佐 藤 洋 悦
秋田市外旭川字梶ノ目346番地1
- 4 変更年月日
令和2年2月9日
- 5 変更の理由
役員変更による

秋田市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田中丁町内会
- 2 認可年月日
平成15年2月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 高 橋 凌
秋田市仁井田本町三丁目7番2号
変更後 佐 藤 公 誠
秋田市仁井田本町三丁目6番54号
- 4 変更年月日
令和2年2月2日
- 5 変更の理由
役員変更による

教 委 告 示

秋田市教委告示第2号

令和2年2月12日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年2月10日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委告示第3号

令和2年3月2日午後5時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和2年2月28日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件
教職員人事異動に関する件について

農 委 告 示

秋田市農委告示第2号

令和2年2月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年2月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 案件
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第11号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（3件）
- 5 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
住宅設備栗谷	栗谷 国 男	秋田市山王五丁目1番15号 朝日プラザけやき通506号	令和2年1月27日

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
パンライフ	米 屋 直 紀	潟上市天王字追分西95番地25	令和2年2月3日

水道ワークス	加賀谷 哲 平	秋田市新屋南浜 町1番10号	令和2年 2月7日
--------	---------	-------------------	--------------

秋田市上下水道局告示第9号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年2月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
パンライフ	米 屋 直 紀	潟上市天王字追 分西95番地25	令和2年 2月3日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和2年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	廃 止 年月日
株式会社渡部 設備	渡 部 隆 一	大仙市四ツ屋字 川口98番地	令和元年 10月31日
藤留建設工業	藤 田 留五郎	男鹿市五里合箱 井字町屋田51番 地3	令和元年 10月31日
佐国工業	佐 藤 国 広	秋田市仁井田本 町一丁目8番16 号	令和元年 10月31日
有限会社北島 建設	角 田 一 美	秋田市泉中央二 丁目3番26号	令和元年 10月31日

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅 員 (m)	延 長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和46年 3月29日	S45-136-01	6.00	110.65	秋田市仁井田小中島218番3、218番4、218番6、218番9、223番11、223番15、223番16、223番3、223番4、223番7、223番8、225番12、225番14、225番16、225番4、225番5、225番7、225番9、227番20、227番21および245番5	令和2年 2月10日 第1号

秋田市公告

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年2月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 募集人数

サンテック・ サービス	高 野 三 郎	潟上市天王字羽 立北野1番地150	令和元年 10月31日
----------------	---------	----------------------	----------------

公 告

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により秋田市森林整備計画をたてたいので、同法10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により秋田市森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和2年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
秋田市森林整備計画書の案
- 2 縦覧期間
令和2年2月10日から同年3月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月10日

秋田市長 穂 積 志

- 19人
- 2 任用期間
令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
- 3 身分
秋田市の非常勤特別職
- 4 職務内容
農業委員会総会（月に1回（必要に応じて複数回）、平日の日中に開催）に出席し、付議される議案について審議する。
このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者と

の面談などを行う。

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募できる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に係る手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募しようとする者は、秋田市農業委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、次の問合せ先へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和2年3月2日（月）から同月27日（金）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、3月27日（金）必着

9 選考方法

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、6月下旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に係る書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
電話 018-888-5722

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報には適正に管理し、農業委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦申込書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
産業振興部 産業企画課	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018- 888-5722
河辺市民サー ビスセンター 産業・建設・ 地域支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番 地2	018- 882-5161
雄和市民サー ビスセンター 産業・建設・ 地域支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	018- 886-5545

秋田市農業委員候補者推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1023133」と入力して検索

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年1月22日付け秋田市指令第194号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市新屋日吉町12番7号

桜 田 衛

秋田市土崎港東四丁目3番22号

桜 田 悠 哉

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野4番2

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、総合的設計による一団地の建築物について認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月26日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
大阪府大阪市中央区城見一丁目2-27 クリスタルタワー27階
株式会社プレサンスコーポレーション
代表取締役 土 井 豊
- 2 認定の取消しを行った区域
秋田市中通三丁目2、3、4、五丁目7-1、7-2および8
- 3 認定取消年月日
令和2年2月26日

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和2年2月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務委託名(業務内容については仕様書(省略)参照)
 - ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
 - イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
 - ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借
 - (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
 - (3) 履行期間
 - ア 北部地域は、令和2年5月12日から令和3年2月28日までとする。
 - イ 中央地域は、令和2年5月13日から令和3年2月28日までとする。
 - ウ 南部地域は、令和2年5月14日から令和3年2月28日までとする。
 - (4) 入札参加要件
 - ア 北部地域は、大型2台、中型1台以上のバスを保有していること。
 - イ 中央地域は、大型4台、中型1台以上のバスを保有していること。
 - ウ 南部地域は、大型3台、中型1台以上のバスを保有していること。
 - エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
 - オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
 - カ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - キ 市税に滞納がある者ではないこと。
 - ク 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - ケ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者

- ではないこと。
- 2 入札に関する事項
 - (1) 日時
令和2年3月19日(木)午前10時
 - (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
 - (3) 入札保証金および契約保証金
免除
 - (4) 契約日
落札が決定した日から令和2年3月25日(水)までの間
 - (5) 積算条件等
道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号(東北運輸局長)を遵守すること。
なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付(様式は任意)すること。
 - (6) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。
 - ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分(片道分)の賃借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
なお、くじ引きは辞退できないものとする。
 - カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。
なお、入札書には代理人の印を押印すること。
 - 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 受付期間
令和2年3月2日(月)から同月10日(火)までとする。
ただし、3月9日(月)は、休館日のため受付できない。
 - (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。
 - (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
 - (4) 提出書類(以下「申込書等」という。各証明書類は、令和2年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。)
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
 - イ 業務実績調書(様式2)
 - ウ 営業経歴書(様式3)

- エ 誓約・同意書（様式4）
 - オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 - （ア）秋田市に納めた法人市民税
 - （イ）秋田市に納めた固定資産税
 - カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）
 - キ その他
 - （ア）入札参加要件「1の(4)アからエ」の証明できる書類
 - （イ）送迎バスの車種および車内の分かる書類
- (5) その他
- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受付ける。
 - イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又はホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和2年3月16日（月）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）

農 委 公 告

秋田市農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者を次のとおり募集するので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、公告する。

令和2年2月18日

秋 田 市 農 業 委 員 会 会 長 佐 々 木 吉 秋

1 募集区域および人数

区域	募集人数
第1区域	6人
第2区域	5人
第3区域	6人
第4区域	6人
第5区域	6人

2 任用期間

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者との面談など）を担当する。必要に応じて農業委員会総会に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務
- オ 人・農地プランの推進

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募できる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に係る手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募しようとする者は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、記名押印の上、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、次の問合せ先へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和2年3月2日（月）から同月27日（金）まで

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※ 郵送の場合は、3月27日（金）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。結果については、7月上旬に秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に係る書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎5階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表す

- る。
- (2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。
- また、提出された候補者推薦書および候補者応募書は返却しない。
- (3) 推薦および応募様式は、次の窓口又はホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
秋田市農業委員会事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（5階）	018-888-5796
河辺市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農業委員会ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

※ 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に

「1023477」と入力して検索

区域内地区

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鳩崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北地区
第2区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区

第3区域	次に掲げる地区 (1) 下浜地区 (2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区 (3) 豊岩地区 (4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区 (5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区 (6) 上北手地区および南ヶ丘地区
第4区域	次に掲げる地区 (1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区 (2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区 (3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区 (4) 河辺松淵地区および河辺北野田高屋地区 (5) 河辺岩見地区 (6) 河辺三内地区
第5区域	次に掲げる地区 (1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区 (2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾鳥地区 (3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区 (4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地区 (5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区 (6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区

